

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第19号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭51規則71・昭57規則33・昭61規則5・平5規則3・平6規則6・平6規則54・平11規則3・一部改正)

(集団回収に係る届出事項)

第1条の2 条例第2条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用する集積所
- (2) 利用日
- (3) 実施する団体の名称
- (4) 実施する団体の代表者の氏名及び住所
- (5) 回収する資源物の種類
- (6) 指定回収者の名称及び所在地
- (7) その他市長が必要と認める事項
(平17規則92・追加)

(資源物)

第1条の3 条例第2条の3第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞紙
- (2) 雑誌及び書籍
- (3) 段ボール
- (4) 包装紙その他の紙
- (5) 紙パック(内側が白いものに限る。)
- (6) 布類(綿が入っている製品を除く。)
- (7) ガラス製のびん(ほうけい酸ガラス製及び乳白ガラス製のものを除く。)
- (8) 鋼製又はアルミニウム製の缶(縦横又は直径及び高さが、いずれも20センチメートルを超えないものに限る。)
- (9) 飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、酒類、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料(食用油脂を含むもの並びに簡易な洗浄で内容物及びその臭いを除去できないものを除く。)を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器
- (10) 白色トレイ(発泡スチロール製で、全面白色のものに限る。)
- (11) プラスチック製容器包装(前号の容器を除く。)
- (12) その他市長が指定したもの
(平17規則92・追加、平22規則25・一部改正)

(指定回収者)

第1条の4 条例第2条の3第1項第2号の指定回収者とは、次に掲げるすべての要件を備えた者とする。

- (1) 市内に事業所又は住所を有すること。
- (2) 主たる事業又はそれに準ずる事業が前条で定める資源物の回収及び売却であること。
- (3) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項の規定による古物商の許可を受けていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) その他市長が必要と認めること。

2 指定回収者は、集団回収活動により集積所に搬出された資源物を収集し、又は運搬しようとするときは、指定回収者である旨の表示をしなければならない。

(平17規則92・追加)

(警告)

第1条の5 市長は、条例第2条の3第1項に規定する禁止行為に違反する者を発見したときは、その者に対し、文書による警告を行うものとする。

(平17規則92・追加)

(禁止命令書)

第1条の6 条例第2条の3第3項の規定による命令は、禁止命令書により行うものとする。

(平17規則92・追加)

^{えな}
(胞衣汚物等)

第2条 条例第4条の2に規定する^{えな}胞衣汚物等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 妊娠満12週未満の死胎及び分娩による排せつ物

- (2) 分娩による排せつ物が付着した布、綿及び紙類
- (3) 手術等により生体より分離された肢体の一部又は臓器等
- (4) 傷病又は疾病治療により生じた汚物
- (5) 死体をふいた布、綿及び紙類

(昭57規則33・追加, 平3規則46・一部改正, 平6規則54・旧第2条の3繰上)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置の基準)

第2条の2 [条例第3条の2](#)の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 悪臭の発生の防止等生活環境上の保全措置がとられていること。

(平18規則15・追加)

(事業用大規模建築物)

第2条の3 [条例第3条の3第1項](#)の規則で定める事業用大規模建築物は、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理のため[前2号](#)に相当すると認める建築物

(平18規則15・追加)

(減量等計画書の提出等)

第2条の4 [条例第3条の4第1項](#)の規定による減量等計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書により年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとに作成し、当該年度の5月31日までに提出しなければならない。

2 [条例第3条の4第2項](#)の規定による変更の届出は、事業系一般廃棄物減量等計画書記載事項変更届出書により行わなければならない。

(平18規則15・追加)

(廃棄物管理責任者の選任等)

第2条の5 [条例第3条の5](#)の規定による廃棄物管理責任者は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者から選任しなければならない。

2 廃棄物管理責任者の選任及び変更の届出は、選任又は変更のあつた日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任(変更)届出書により行わなければならない。

(平18規則15・追加)

(改善勧告)

第2条の6 [条例第3条の6](#)の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(平18規則15・追加)

(廃棄物搬入届出事項の変更届出)

第3条 [条例第6条第1項](#)の規定により廃棄物の搬入の届出をした者が、当該届出事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 [条例第6条第1項](#)の規則で定める受入基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 一般廃棄物処理計画の内容に適合する廃棄物を搬入すること。
- (2) 本市の区域内で生じた廃棄物を搬入すること。
- (3) 処理施設内において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物を搬入すること。

(平6規則54・平18規則15・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可申請手続き)

第4条 [条例第8条](#)の規定による一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可申請は、許可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 一般廃棄物処理業にあつては申請者が法第7条第5項第4号イからトまで及びリからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書、浄化槽清掃業にあつては環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第3号に規定する誓約書
- (3) 履歴書(法人にあつては、役員名簿及び法人の経歴書)
- (4) 一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽清掃業にあつては車両の保管場所等の施設の見取図、一般廃棄物処分業にあつては処理施設等の構造仕様書及び付近の見取図
- (5) 環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する書類(浄化槽清掃業に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(昭61規則5・平5規則3・平12規則64・平29規則19・令元規則22・一部改正)

(一般廃棄物処理業の変更許可申請手続き)

第5条 [条例第8条の2](#)の規定による申請は、許可事項変更申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) すでに受けている許可書
- (2) 変更に係る事業の用に供する車両の保管場所等の施設の見取図又は処理施設等の構造仕様書及び付近の見取図
- (3) その他市長が必要と認める書類
(昭61規則5・全改、平5規則3・平29規則19・一部改正)

(変更・廃業等の届出手続き)

第6条 [条例第10条](#)の規定による届出は、許可申請事項変更届又は業務休廃止届によるものとし、一般廃棄物処理業者にあつては当該変更等のあつた日から10日以内に、浄化槽清掃業者にあつては30日以内に行うものとする。

(昭61規則5・全改)

(処分した者の告示)

第7条 市長は、法第7条の3第1項又は浄化槽法第41条第2項の規定に基づき許可業者について処分したときは、速やかにその旨を告示する。

(昭57規則33・昭61規則5・平5規則3・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第8条 [条例第13条第1項](#)又は[条例第14条第1項](#)の規定による手数料は、実情に応じて定期又はそのつど徴収する。

2 し尿のくみ取りに係る手数料の徴収は、し尿のくみ取りの都度、手数料の額に相当する市が発行するし尿処理券(以下「処理券」という。)をもつて行う。ただし、国、地方公共団体が納付する場合その他市長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

3 [前項](#)に規定するもののほか手数料は、あらかじめ廃棄物処理手数料券の交付を受けて納付することができる。

4 特別の理由がある場合を除くほか、既納の手数料は、還付しない。

(昭47規則37・平5規則3・一部改正)

(し尿処理券)

第8条の2 処理券の種類は、10円券、380円券、580円券、670円券、1,060円券、1,100円券、1,440円券、1,820円券、2,200円券、2,210円券及び3,300円券の11種類とする。

2 処理券を売却したとき又は処理券により手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。ただし、購入者又は納付者から請求があつたときはこの限りでない。

3 半券を切り離した処理券又は著しく汚損し、若しくはき損した処理券は無効とする。

4 処理券は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の処理券とこれを交換することができない。ただし、[第1項](#)に規定する処理券の種類を変更し、又は廃止したときその他市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(平5規則3・追加、平9規則33・平26規則5・令元規則5・一部改正)

(手数料の減免)

第9条 [条例第13条第3項](#)の規定により手数料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、生活困窮、天災等の場合で特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(平5規則3・一部改正)

(し尿の基準量)

第9条の2 [条例別表第2](#)し尿の表事業所等の項中規則で定める基準量は、次のとおりとする。

(1) 普通便所を使用する一般世帯 1月につき、世帯人員に36リットルを乗じて乗じて得た量に36リットルを加算した量

(2) 無臭トイレ又は汲取式水洗便所を使用する一般世帯 1月につき、世帯人員に72リットルを乗じて得た量

(昭54規則53・全改、昭57規則13・平3規則46・一部改正、平5規則3・旧第9条の3繰上、平12規則27・一部改正)

(文書の様式)

第10条 法及び[条例](#)の施行に必要な文書の様式は、[別表](#)に掲げるところによるものとする。

2 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平5規則3・一部改正)

(廃棄物取扱時間等)

第11条 清掃工場において廃棄物の処理を取り扱う日及び時間は、次に掲げる日を除き、毎日午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、清掃工場の管理上その他特別の理由があるときは、これらの日又は時間を変更することができる。

- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる土曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
(昭47規則37・追加, 昭48規則28・平9規則33・平12規則27・平29規則19・一部改正)

(清掃工場内の秩序保持)

第12条 廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者が廃棄物を搬入する場合又は条例第6条の規定により届け出て廃棄物を自ら搬入する場合その他特に市長が認めた場合を除くほか、何人も清掃工場の構内(以下「構内」という。)にみだりに立ち入ってはならない。

- 2 構内における車両通行の速度は、時速20キロメートル以内とする。
- 3 構内においては、何人も、係員の指示に従わなければならない。
(昭47規則37・追加, 昭61規則5・一部改正)

(審議会の組織)

第13条 条例第16条第1項に規定する宇都宮市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 各種団体の代表者
 - (4) 事業者
 - (5) 廃棄物処理業者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。
 - 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
(平6規則6・追加, 平29規則19・一部改正)

(審議会の運営)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審議会の庶務は、環境部ごみ減量課において処理する。
- 6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。
(平6規則6・追加, 平14規則32・平18規則17・平20規則13・平27規則6・一部改正)

(会議の特例)

第14条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「会議は」とあるのは「審議は」と、「出席しなければ開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、同条第4項中「関係人の出席を求め、その」とあるのは「関係人の書面又は電磁的記録による」と読み替えるものとする。

(令3規則37・追加)

(生活環境影響調査結果書の縦覧の告示等)

第15条 市長は、条例第17条第2項の規定により告示をするときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査結果書を縦覧しようとする者は、縦覧申出書を市長に提出しなければならない。

(平11規則3・追加, 平29規則19・令元規則21・一部改正)

第15条の2 [条例第17条の2第2項](#)の規定による届出は、[前条第1項各号](#)及び[次の各号](#)に掲げるすべての事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間及び時間
- (3) 意見書の提出先
- (4) 意見書の提出期限

2 [前項](#)の届出は、生活環境影響調査結果書を公衆の縦覧に供しようとする日の10日前までに行わなければならない。

3 市長は、[条例第17条の2第3項](#)の規定により告示をするときは、[前条第1項各号](#)に掲げる事項を記載するものとする。

4 法第9条の3の3第2項の規定により生活環境影響調査結果書を縦覧しようとする者([条例第17条の2第4項第1号](#)に規定する受託者の主たる事業所において縦覧しようとする者を除く。)は、縦覧申出書を市長に提出しなければならない。

(令元規則21・追加)

(縦覧の期間等)

第15条の3 [条例第17条第3項第2号](#)及び[条例第17条の2第4項第2号](#)に規定する縦覧の期間([条例第17条の2第4項第1号](#)に規定する受託者の主たる事業所における縦覧の期間を除く。)のうち、縦覧の休日及び縦覧の時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 縦覧の休日 [宇都宮市の休日を定める条例\(平成元年条例第4号\)第1条第1項](#)に規定する市の休日
- (2) 縦覧の時間 [宇都宮市の執務時間を定める規則\(平成元年規則第22号\)第1条第1項](#)に規定する執務時間

(令元規則21・追加)

(縦覧者の遵守事項)

第15条の4 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により生活環境影響調査結果書を縦覧する者(以下「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生活環境影響調査結果書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 生活環境影響調査結果書を改ざんし、汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 市長は、[前項](#)の規定に違反した縦覧者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(令元規則21・追加)

(意見書の記載事項等)

第15条の5 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、[次の各号](#)に掲げるすべての事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 意見書の対象となる施設の名称
- (3) 意見書の対象となる施設の設置又は変更に関し有する利害関係
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

2 法第9条の3の3第2項の規定により受託者が意見書の提出を受けたときは、意見書の提出期限の満了後速やかに、当該意見書に記載された事項を市長に報告しなければならない。

(令元規則21・追加)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(昭47規則37・旧第11条繰下、平6規則6・旧第13条繰下、平11規則3・旧第15条繰下・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 宇都宮市清掃条例施行規則(昭和35年規則第20号)及び宇都宮市清掃工場設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和45年規則第16号)は、廃止する。

附 則(昭和47年5月30日規則第37号)

1 この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、既に交付してある東横田清掃工場使用券は、改正後の宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定に基づき交付した廃棄物処理手数料券とみなす。

附 則(昭和48年4月23日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年9月29日規則第49号)

この規則は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日規則第16号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月23日規則第96号)

この規則は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月25日規則第20号)

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 改正前の宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定により発行されている廃棄物処理手数料券は、当分の間、これを従前どおり使用することができる。

附 則(昭和51年9月29日規則第71号)

- 1 この規則中第2条の2を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は昭和51年1月1日から施行する。
- 2 この規則中別記様式第9号の2の改正規定の施行日前に、改正前の廃棄物処理手数料券の交付を受けている者は、当該様式の改正規定にかかわらず、当該手数料券に限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(昭和51年12月21日規則第95号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年12月21日規則第53号)

この規則は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日規則第32号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月24日規則第11号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、別記様式第19号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月24日規則第13号)

この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月24日規則第33号)

- 1 この規則は、昭和57年8月1日から施行する。
- 2 宇都宮市胞衣汚物取扱手数料条例施行規則(昭和45年規則第28号)は、廃止する。

附 則(昭和61年3月22日規則第5号)

この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日規則第46号)抄

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月23日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第8条の2を加える改正規定、第9条の改正規定及び第9条の2を削り、第9条の3を第9条の2とする改正規定は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月23日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
(宇都宮市清掃事業審議会規則の廃止)
- 2 宇都宮市清掃事業審議会規則(昭和46年規則第44号)は、廃止する。

附 則(平成6年12月22日規則第54号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第33号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成9年4月26日から施行する。

附 則(平成11年3月23日規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第27号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日規則第64号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日規則第92号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第25号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規則第5号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第19号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日規則第5号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第22号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年12月21日規則第37号)

この規則は、令和3年12月22日から施行する。

別表(第10条関係)

(平5規則3・全改, 平11規則3・平12規則27・平17規則92・平18規則15・平27規則6・令元規則21・
一部改正)

関係条項	様式名
条例第2条第2項	資源物回収団体届出書
第1条の5	収集運搬に関する警告書
第1条の6	収集運搬に関する禁止命令書
第2条の4第1項	事業系一般廃棄物減量等計画書
第2条の4第2項	事業系一般廃棄物減量等計画書記載事項変更届出書
条例第3条の5 第2条の5第2項	廃棄物管理責任者選任(変更)届出書
第2条の6	改善勧告書
条例第6条	廃棄物搬入届 搬入届済証
第3条	廃棄物搬入届出事項変更届
第4条	許可申請書
条例第9条第1項	許可証
第5条	許可申請事項変更届
条例第9条第2項	許可証再交付申請書
第6条	業務休廃止届
第8条	し尿処理券 廃棄物処理手数料券
第9条	廃棄物処理手数料減免申請書
条例第15条	同業組合結成届 同業組合変更届
法第7条の3	業務停止命令書
法第7条の4	許可取消書

法第18条	一般廃棄物処理業務実績報告書(し尿)
	一般廃棄物処理業務実績報告書(し尿以外のもの)
	し尿浄化槽清掃業務実績報告書
	産業廃棄物搬入状況報告書
法第9条の3第2項及び第9条の3の3第2項	生活環境影響調査結果書縦覧申出書
	生活環境の影響に関する意見書
条例第17条の2第2項	生活環境影響調査結果書縦覧届出書